

第3節 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の改正

I 健全金融機関からの不良債権買取期間の延長

1. 趣旨

金融機関の不良債権問題や企業の過剰債務問題の一体的解決を図るための施策として整理回収機構（以下「RCC」という。）による健全金融機関からの不良債権買取業務の延長が、平成13年3月9日の「与党三党 緊急経済対策」、4月6日の「緊急経済対策」において盛り込まれた。これらを踏まえ、議員提案により金融再生法の改正案が13年5月24日国会に提出され、6月20日可決・成立し、6月27日から施行された。（平成13年法律第71号）

2. 改正の概要

健全金融機関からの不良債権買取業務について、金融機関から13年3月31日までに買取りの申込みがなされた場合に限り預金保険機構・RCCが買取りを行うこととされていた期限を3年間延長し、16年3月31日までを買取りの申込み期限とする。

II 預金保険機構・RCCの機能強化

1. 趣旨

13年9月19日の与党三党の「緊急雇用対策」において、不良債権処理を推進するため、RCCの機能強化等臨時国会における法改正を含めた抜本的対策を早急に策定することが合意され、また、10月26日の「改革先行プログラム」においても、不良債権処理の強化及び預金保険機構・RCCによる不良債権買取りについての機能強化等が盛り込まれた。

その後、議員提案により改正案が10月30日国会に提出され、12月7日可決・成立し、14年1月11日から施行された。（平成13年法律第155号）

2. 改正の概要

(1) 買取方法の多様化

預金保険機構は、従来の相対による不良債権の買取りの申込みがなされた場合に加えて、16年3月31日までに健全金融機関等から買取りに係る入札の実施の公告又は申出がなされた場合に、入札への参加により健全金融機関等から買い取ることができることとする。

(2) 特定整理回収協定※に含まれる事項の追加

次の事項を特定整理回収協定に含まれる事項として追加することとする。

特定協定銀行（預金保険機構と特定整理回収協定を締結した銀行。現在、RCCが特定協定銀行となっている。）は、健全金融機関等から買い取った不良債権についてはその処分方法の多様化に努め、その性質に応じ、経済情勢、債務者の状況等を考慮し、買取りから可能な限り3年を目途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること。その際、特定協定銀行は、当該不良債権に係る債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努めること。

※特定整理回収協定…預金保険機構が、健全金融機関等からの不良債権の買取り並びに当該買い取った不良債権の管理及び処分を行う業務等に関して締結する協定をいう。

（3）買取価格決定方式の弾力化

預金保険機構・RCCが健全金融機関等から不良債権を買い取る場合又はその買取りに係る入札に参加する場合の価格は、時価によることとする。

なお、法律の改正に伴い、買取価格や買取り対象に係る告示（平成11年3月4日金融再生委員会告示第2号）につき、所要の改正を行っている。